

9.産官学連携

金城大学は、下記の機関等との包括協定を締結し、各種の産官学連携事業を実施しています。

協定機関等	締結日	主な協定内容
北陸銀行	平成23（2011）年1月18日	(1) 地域企業との共同研究、委託研究、経営相談等に関する支援・協力
		(2) 文化・芸術に関する支援・協力
		(3) 寄付講座、セミナー、シンポジウムなどの開催・運営に関する支援・協力
		(4) インターンシップの受入れ、修学・就職等の学生支援に関する協力
		(5) IT推進、経営分析に関する支援・協力
		(6) その他関連する連携協力
金沢信用金庫	平成23（2011）年1月18日	(1) 地域企業との共同研究、経営相談等に関する支援・協力
		(2) ベンチャービジネスに対する投資・融資等の支援や知的財産の活用に関する支援
		(3) 寄付講座、セミナー、シンポジウムなどの開催・運営に関する支援・協力
		(4) インターンシップの受入れ、人材育成に関する支援・協力
		(5) IT推進、経営分析に関する支援・協力
		(6) その他の支援
白山市	平成23（2011）年3月28日	(1) 福祉及び医療の向上に関する事項
		(2) 保育及び幼児教育の向上に関する事項
		(3) 文化、芸術及び経済の発展及び振興に関する事項
		(4) 大学の教育及び学術研究並びに社会活動の推進に関する事項
		(5) 地域コミュニティの発展に関する事項
		(6) ボランティアに関する事項
		(7) まちづくり及び人材育成に関する事項
		(8) その他この協定の目的を達成するために必要な事項
	平成27（2015）年5月1日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
白山市経済団体 連絡協議会	平成23（2011）年9月14日	(1) 地域経済の発展に関する事項
		(2) 地域貢献、地域振興に関する事項
		(3) 学術文化の振興に関する事項
		(4) 地域文化・伝統の継承に関する事項
		(5) 人材の育成に関する事項
		(6) その他この協定の目的を達成するために必要な事項
野々市市	平成27（2015）年12月21日	(1) まちづくり及び地域づくりに関すること
		(2) 人材の育成に関すること
		(3) 学園の教育及び学術研究並びに社会活動の推進に関すること
		(4) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること
石川県	平成30（2018）年10月31日	(1) 災害及び防災対策に関する各種指導・助言に関すること
		(2) 災害時における被災者支援活動に必要な施設の提供に関すること
		(3) 学生ボランティア等の派遣に関すること
		(4) 県民を対象とした防災対策等に関する意識啓発のための講座、研究会等の開催に関すること
		(5) 学生の自主防災活動への参加に関すること
		(6) 学生の防災士資格取得に対する支援に関すること
		(7) 前号に定めるもののほか、特に必要と認める事項
	令和5（2023）年12月6日	学生の県内定着促進に関する協定
		(1) 企業説明会や見学会等の開催・充実に関すること
		(2) 地元貢献への意義等を伝える講演会の開催に関すること
		(3) 県内企業などで働く魅力の情報発信に関すること

協定機関等	締結日	主な協定内容
白山石川医療 企業団	平成31（2019）年3月7日	（1） 医療及び福祉の向上に関する事項
		（2） 新渡教育及び澆護師の資質向上に関する事項
		（3） 保育及び幼児教育の向上に関する事項
		（4） 文化、芸術及び経済の発展及び振興に関する事項
		（5） 大学の教育及び学術研究並びに紙会活動の推進に関する事項
		（6） 地域コミュニティの発展に関する事項
		（7） ボランティアに関する事項
		（8） 地戦医擬・福祉に関わるまちづくりや人材育成に関する事項
		（9） その他、この協定の目的を達成するために必要な事項
第一生命保険 株式会社	令和2（2020）年10月29日	（1） 健康増進に関すること
		（2） ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること
		（3） 子育て支援・保育対策に関すること
		（4） 青少年育成・教育に関すること
		（5） ライフプランサポートに関すること
		（6） 高齢者支援に関すること
		（7） スポーツ振興に関すること
		（8） 教育学術研究に関すること
		（9） SDGs活動に関すること
		（10） その他地域社会の活性化及び発展に資する事項
イオンモール 株式会社	令和3（2021）年4月5日	（1） 地域社会、産業等及び企業等の振興に寄与する事項
		（2） 教育学術研究及び学修成果の発表に関する事項
		（3） 健康増進に関する事項
		（4） SDGs活動に関する事項
		（5） その他地域社会の活性化及び発展に資する事項